

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 18 日

各

都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市

 民生主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

開設後 1 年以内の住宅型有料老人ホームに対する調査について（調査）

老人福祉施策の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

同一法人が運営する東京都足立区等全国 4 ヶ所に所在する住宅型有料老人ホームにおいて、本年 9 月に給料の未払いにより職員が一斉退職したことで、入居者へのサービス提供が行われず、入居者全員が短期間に施設からの転居を余儀なくされる事案が発生しました。今般の事案に係る住宅型有料老人ホームの多くが開設後 1 年に満たないうちに急遽閉鎖となったことを踏まえ、開設後 1 年以内の住宅型有料老人ホームに対する実態調査を行うこととしたので、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）におかれては、ご協力をお願いいたします。

また、有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営の確保の観点から、「有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営の確保の徹底について」（令和 6 年 10 月 18 日付老高発 1018 第 1 号）の留意事項を踏まえ、下記調査を通じて、貴管内の有料老人ホームの実態把握及びこれを契機とする更なる指導等の徹底をお願いいたします。

記

1. 調査対象及び調査事項

貴都道府県等に届出された住宅型有料老人ホームのうち、「令和 5 年 10 月から令和 6 年 9 月末」までに開設された住宅型有料老人ホームに対し、別紙様式により調査を実施のうえ、厚生労働省へ提出ください。

【住宅型有料老人ホーム事業者が記載する内容】

- (1)入居状況：定員数及び入居者数の合計、入居率
- (2)入居者の介護度：要介護度別の入居者数
- (3)日中及び夜間の職員の実人数
(うち、併設等の介護事業所の職員の実人数、直接処遇職員数等)
- (4)利用料金の状況：①一月あたりの利用料金、②開設後の料金改定の有無
(有る場合、その内容と理由)
- (5)役員交代の有無 (有る場合、その内容と理由)
- (6)経営状況 (事業計画と実績の乖離状況) に関する事業所の所見
(当初の事業計画と差異がある場合、その理由及び今後の対応方針も記載)

【都道府県等が記載する内容】

- (7)経営状況 (事業計画と実績の乖離状況) に関する貴都道府県等の所見
(当初の事業計画と差異がある場合、その理由及び今後の対応方針も記載)

2. 提出方法

別紙様式 (Excel) を調査対象施設に送付し、対象施設からとりまとめの上、下記アドレス宛にメールにて送付してください。

※事業者には令和6年10月1日現在の状況を記載いただきます。

(提出先)

厚生労働省老健局高齢者支援課高齢者居住支援係

E-mail:kourei-juutaku@mhlw.go.jp

3. 回答期日

令和6年11月7日 (木曜日) 17時必着

※回答に時間を要する場合は下記問い合わせ先にご連絡ください。

4. 問い合わせ先

厚生労働省老健局高齢者支援課高齢者居住支援係 落合、長井、西野

TEL : 03-5253-1111 (内線 3981)

E-mail:kourei-juutaku@mhlw.go.jp

以上